

令和4年大和市農業委員会第5回総会議事録

令和4年5月23日（月）午前10時開場

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第5 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出
について
- 日程第6 報告第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第7 報告第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第8 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第9 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 4 年 5 月大和市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、9 番、眞壁浩二委員、10 番、遠藤一直委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

4 月 26 日、令和 4 年度大和市福祉推進委員会が書面で開催され、荒井委員が参加されました。

5 月 11 日、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、柏木会長が出席されました。

5 月 13 日、令和 4 年度大和市市民朝霧市推進委員会総会が書面で開催され、柏木会長が参加されました。

同日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会通常総会が書面で開催され、眞壁職務代理が参加されました。

5 月 17 日、第 81 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

諸報告につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 5 月 17 日、第 81 回大和市開発審査会が開催されまして、出席してまいりました。5 件の議案がございまして、無事、全部許可されました。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほかにご意見等あれば。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から２点ばかり報告させていただきます。

県央地区連合会通常総会でございますけれども、コロナ禍で２年間書面での開催ございましたけれども、本年はウィズコロナの開催となりました。総会議案については、原案のとおり承認がされました。

その他としましては、県央連合会独自要望書が、神奈川県農業会議から知事宛てに意見を提出したと報告がございました。

それと、５月１３日の大和市市民朝霧市推進委員会総会でございますけれども、これは書面で開催です。収支決算においては、コロナ禍で活動費、研修調査費の執行残がありましたけれども、それぞれ地産地消の推進に努めておられるという報告でございます。議案については、賛成をいたしました。

よろしいですか。

本件は報告案件でございますので、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第３、報告第１６号、農地法第３条の３の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第１６号についてご説明いたします。

議案書の１から２ページの２件がございました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、本件は報告第２０号と関連しております。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第４、報告第１７号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について及び日程第５、報告第１８号、農地法第５条第１項第７号の規定による所有

権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、ご説明いたします。

報告第17号については、議案書3ページの5件が、報告第18号については、議案書4ページの2件がございました。案内図は総会資料の4から6ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

上野委員。

○上野委員　18号の1番ですけれども、面積を見てみると30㎡で木造の2階建てと書いてあるのですが、これについては両端が同じ所有者になるのですか。

○議長　事務局。

○事務局　5条の受付番号1番ですけれども、資料の6ページの地図のところに斜線で示してある部分の上に点線があるかと思えます。そちらの敷地と合わせて、この斜線部分を一つの宅地として今回はエンドユーザーにというお話で申請を受けております。

○議長　よろしいですか。

○上野委員　わかりました。

○議長　ありがとうございます。

ほかに質疑、意見がございましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第6、報告第19号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第19号についてご説明いたします。議案書は5ページ、案

内図は総会資料の7ページとなります。

生産緑地を所有していた被相続人が死亡したことにより、相続人である養子2人が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、農地としての管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は芝畑として耕作されております。ついては、申出人と遠藤委員とで、令和4年4月5日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 事務局の説明のとおり、4月5日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理をされておりました。また、申出人の母が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第20号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第20号についてご説明いたします。議案書の6から7ページをごらんください。総会資料は8、9ページでございます。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営をしておりました。相続後も農業経

営を継続していく意向です。現地は露地野菜、水稻、果樹を栽培しており、良好に肥培管理がなされております。ついては、5月12日に眞壁委員と相続人立会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いします。

眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 先ほどの日にちですけれども、4月25日でございます。4月25日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関しましてよく意思確認を行いました。今回の件に関しましては問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第7号についてご説明いたします。議案書は8ページ、総会資料は10から12ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料10ページの地図に斜線で示しております。地目は全て畑です。申請理由は、家族間の持ち分の贈与です。申請人とは、5月12日に眞壁委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。また、綾瀬市にも農地を所有しておりますが、綾瀬市農業委員会より耕作を行っている旨の証明書の提出

を受けております。

その他の調査により、トラクター等の農機具を所有し、年間従事日数が150日以上の常時従事者3名、農地の下限面積要件等を定めた農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 5月12日に、現地にて、事務局と私で、譲渡人である祖父と譲受人である父にお会いし現地確認をしました。譲渡人と譲受人より農業経営の主体を移したので持ち分を譲渡したい、その旨、確認いたしました。今回許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員 この例は、祖父母から孫あるいは子どもに生前贈与という形になるのですが、ここは市街化調整区域になるのですが、この場合、私も税法の知識がないのですが、例えば、普通、調整区域の農地ですと固定資産の評価額というのは非常に低いですね。例えば、1反当り10万円いくかどうかぐらいの評価ですけれども、固定資産税そのものも年間千数百円ぐらいなので。

いわゆる、おじいさんから子どもへの贈与ということですが、その場合の贈与税が、将来、相続とかが発生した場合の税金とそれほど差がないのかどうか。むしろ生前贈与のほうが安いのか、もしわかれば参考までにお聞かせいただけないか。

○議長 事務局。

○事務局 基礎控除額が相続税と贈与税ではかなり違いまして、贈与税だと年間110万円までが控除、相続税は3000万円に法定相続人一人当たり600万円をかけたものを足したものが控除されます。その後、どちらも累進課税となり、10%、20%、30%と税率が上がっていく、税率が上がる額は贈与税のほうが低いですが、何回もできるので先に少しずつやっておいたほうがいいのかもかもしれません、総額が低いなら相続税だけでいいという形になると思います。ただ、その都度、登記費用等も掛かることを考慮に入れる必要があると思います。

この申請者の方が全体の額、今住んでいる家とかそういったものを含めて、現状、先に渡したほうがいいのか後に相続のときにやったほうがいいのかというのは、全体の額を見ないとどちらが得だというのはちょっと申し上げられないし、私どもも、それは調べる必要がないと考えておりますので、そこまで調査はしておりません。

以上です。

○木村委員 すみません。ありがとうございました。

それと、あと1点お聞きしたいのは、贈与する場合、実際に農業に携わっていない自分の子どもであり孫も含めてですけれども、例えば、学生とかで実際農業をやっていない場合でも贈与は可能かどうかということなのですが、参考までにお聞かせ願います。

○議長 事務局。

○事務局 平成28年ごろに、近くの同じような区域で子、孫への贈与という案件もございました。その際にも、孫についてはまだ学生ということで、農業をしていないため、そのときにも同じような質問がございました。基本的に、こういった農業については、農家世帯として農業を行うということですので、贈与を受けるご本人が農業をしていなくても、家族として農業をしているということで贈与は可能とご回答させていただきまして、今回も同じように回答させていただきます。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見ありませんか。古木委員。

○古木委員　今の件で聞きたいのですけれども、子ども、孫に贈与した場合の年齢は関係ないのでしたか。

○議長　事務局。

○事務局　関係はございません。

○古木委員　関係なくて、そのまま贈与の手続ができるかと。

○事務局　未成年であれば、贈与を受ける際には当然保護者、後見人が、それについての受諾をするかどうかという形になりますし、当然、本人が成年していれば、ご本人が受けるという形になります。

○古木委員　それで、税金面とかは、家族で払えば、誰かが払えばいいということですか。

○事務局　税金面で本人が払わないという形になると、逆に家族間の贈与になる可能性があります。

○議長　ほかに質問。上野委員。

○上野委員　贈与の猶予を受けるという話はあったのですか。相続のときに清算するのだという考え方なのかと。

○議長　事務局。

○事務局　贈与税の納税猶予という形になりますと、ずっと継続して農業を続けなければならないという形になりますので、亡くなるまで、かつ祖父、祖母が所有している農地を一定割合以上贈与することがたしか条件となっていたはずなので。今回の場合ですと、納税猶予の条件に合致しないになりますから、今回は受けないという形になると思われま。

○上野委員　要は、贈与したい人も一緒に農業をやるよということですね。

○事務局　はい、そうです。

○議長　上野委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。田邊委員。

○田邊委員　今回ですけれども、土地のほうを贈与するということですが、多分これは温室なので、もしこれが建物に該当していたら、これも贈与しているのか、もしわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長 事務局。

○事務局 申し訳ございません、温室の部分につきましては、贈与対象かどうか確認はしておりません。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 先ほど、世帯の単位で農業するかどうかというお話があったと思うのですが、でも、これは、例えば父、母の名前がなく、全て孫、子に譲りとなった場合に、ここの譲受人のところにその子の名前が載りますね。それで、父、母の名前は載ってきませんが、実際にやるのは父、母です。でも、世帯なのでやってくれるので問題ありませんといった場合に、結構遠隔地にお住まいのようですけれども、通作などといったところの手続はどうされるのですか。

○事務局 通作に関しては、実際に耕作をする人の距離を考えます。これは京都府となっていますけれども、これの子が通作をするわけではないという形になりますので、実際に近くにお住まいの子の父、母及び祖父が行うという形になりますので、通作距離に関しては問題ないと考えます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この子が、これから例えば結婚するなりして世帯が分かれた場合も、その現状でいきますという報告や、そういうものが必要になってくるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 世帯が分かれたとしても、現時点での判断という形になりますので、今後、例えば遠隔地で結婚して、そこで世帯を組むという形になったとしても、所有権自体はもう動いたままという形になりますから、現状での判断という形になります。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 あくまでも将来的にどうかという話ではなくて、現状適法かどうかという判断だけで行うということによろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑、意見はございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1番から3番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第8号、受付番号1番からご説明いたします。新規の案件でございます。議案書9ページ、資料は14から15ページになります。大和市長から、令和4年5月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は2,138㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。

続きまして、受付番号2番についてご説明いたします。こちらも新規の案件でございます。議案書9ページ、資料は16から17ページになります。大和市長から、令和4年5月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受け付けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,170㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。

受付番号1及び2の借人は、トラクター等農機具を所有し、現在7,273㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名、農業補助者15名の計19名で農業経営を行うこととなります。

次に、受付番号3番についてご説明いたします。2つでございますが、片方が新規、もう片方は継続の案件となります。議案書9ページ、資料は18、19ページになります。大和市長から、令和4年5月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は合わせて789㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は、トラクター等農機具を所有し、現在1万4,857.5㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、補助者1名の計3名で農業経営を行うこととなります。

今回の3件について、令和4年5月11日に、荒井委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番から3番について、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 受付番号1番から3番について、5月11日に事務局と現地へ赴き、それぞれの借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

また、借人については、ほかの農地も良好に耕作、管理しており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 番号1番、2番の利用権の設定を受ける方が、過去に何件か受けていると思うのですが、過去のものについての耕作状況やそういったものほど

うなっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現状、ほかの借りていらっしゃる農地について、随時現場に出ながら確認はさせていただいているのですけれども、特に問題はございません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 点々と場所を借りているようですが、そのあたりも、今回また2件増えるようですが、問題なさそうな状況でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現状のマンパワーでこのレベルであれば大丈夫ということをご代表からお聞きしています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 あと、利用権の賃借料ですけれども、値段が結構違うのですが、このあたりは、特に市としては提案している内容はないと思うので、権利者同士の話で決まってくるものなのではと思うのですが、この開きの差は何か理由でもあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号1番の筆については、これまでほかの方が借りていらっしゃった筆でございまして、当初からの値段をそのまま据え置きで次の方に引き継がれることになりました。2番については、直近の大和市内の貸し借りの1,000㎡当たりの借り賃についてご案内させていただいて、そこから計算して出したものとなっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 2番と3番になるのですが、利用権を設定する者の方の残りの耕作面積などは、どうなるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 所有されていらっしゃる農地はほとんどお貸しされていらっしゃる方でして、残地については、保全管理をしつつ、ほかの方にお任せしている部分と、それから、草が出てきてしまった部分については管理させていただいているという形で携わっていらっしゃる方です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 利用権の設定をしていない土地の面積というのは、この方は大体どのくらいあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 実は、こちらの議案書の9ページの表に受付番号3番で、上の筆が297㎡のうち280㎡を今回貸し借りにするということですが、この差分の17㎡だけが、個人で管理しなければならないという形で残っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この差の17㎡を貸し出ししないのは、何か理由でもあるのでしょうか。

○事務局 こちらの資料の18ページをごらんいただきたいのですが、地図上に斜線で2筆が連結して今回貸し借りをするという形になっています。上の北側の筆から南側の筆に向かって真っすぐ直線的に貸し借りをされていらっしゃるのですが、下側の筆が飛び出る部分がございます、そこについては貸し借りの契約をしなかったという経緯があるのですが、実態としては、こちらについても借人が、保全管理等も手伝ってくださっているという状況になっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、確認ですが、ここの残地のところまでは道など通路がない状況ですが、この設定を受ける方が管理をしてくれるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑、意見ございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 たまたまこの1、2、3は地元のふだん接触している地主であり、畑も承知していますので、ちょっと念のために確認させていただきたいのですが、この1、2の方は、たしか何カ月か前に市内の別のところで同じように利用集積される方というのは承知したのですが、実績のある方ですが、それで、この1、2については、先ほど露地野菜ということでしたけれども、具体的にどういうものをつくられるか、もし聞かれているのであれば。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号1番の筆については、主に葉物野菜をやるということで計画しています。2番につきましては、大豆と小麦と伺っています。

○木村委員 たしかこれは、先ほどの説明の中で一部名前は出ていなかったのですが、これは1、2とも3の利用権設定を受ける方が耕作していたと思うのですが、それは現在もほとんど毎日やっておられる方ですが、今回、1、2をやめられて、ほかの方になってとか、その辺もし差し支えなければお聞かせください。

○議長 事務局。

○事務局 実は、昨年更新して、今年の6月の末まで契約をされている状態の方でいらっしゃるのですが、お体の具合で1年で契約していた筆でした。今回でも、今年の6月末で貸し借りの借りるのはもうやめるということで調整していたのですが、今回の受付番号3のところについては、隣がご自分の畑であることから、少し残して、もう一度1年貸していただけないかというご相談を受けた結果、3番のほうは引き続いて残るという形で、そのかわり、1番と2番については、無理のない範囲でということなので、1年の更新をしないという形をご選択された方です。

○議長 木村委員。

○木村委員 そういうことは、この3番については一応1年契約なのだけれども、2年、3年というのは、また1年たったら検討とか、そんな状態なのかな。

○議長 事務局。

○事務局 一応、今回限りということでは聞いているのですが、状況がまた改善されれば、そういったことの可能性も出てくるかと思っています。

○議長 木村委員。

○木村委員 1、2については、当然これも1年契約になっているのですが、これは将来とも継続する可能性はあるのか。初めての方なので1年にしたのではないかという気はするのですが、その辺のところ。

○議長 事務局。

○事務局 お見込みのとおりで、今回初めての契約となりますので、まずは、最初は1

年ということのルールで様子を見させていただいて、その後、継続という形にはなろうかと思えますけれども、その場合は3年ですとか、だんだんなれてきたところで5年というような形で年数を増やして契約のほうをお勧めしていく予定となっています。

○長谷川委員 わかりました。

○議長 ほかに質疑は。青木委員。

○青木委員 受付番号2番の土地ですけれども、こちらは接道していないのですが、どのような形でこの畑に入っていくのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 資料16ページの地図をごらんいただきたいのですが、東側に住宅が入っているところが見えるかと思えます。そちらの一番南端のお家の前に少しだけ道が食い込んでいるかと思うのですが、そこがずっと左側に道が延びているので、今回の貸し借りの筆のところまで道が入っている状態で、通作については、そこを進入路として使える状況になっています。

○議長 よろしいですか。

ほかに。長谷川委員。

○長谷川委員 今の青木委員の質問に合わせてですが、先にあったその通路を利用するに当たって、その周辺の本来の地権者との話し合いは済んでいるのでしょうか。利用する、しないは。

○議長 事務局。

○事務局 一応、赤道のような形で昔から存在している通路になっているのですね。実は、今回貸し借り予定の筆の北側もずっと通路に接地している筆になっていて、かなり奥のほうまで続いている道になっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 わかりました。ということは、公図上はきちんと筆は分かれています、所有権も市に。なぜかというところ、その通路の所有権者が使わせないと急に言い始めた場合に、通作が難しくなってしまうと思うのですが。

○議長 事務局。

○事務局 公図上の赤道については、元は所有権は国でしたが、市に移管されたので管

理は市になります。地方公共団体が所有する道を通らせないということは基本あり得ないと考えております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。ありがとうございました。

○議長 質疑、ご意見。

○古木委員 ちょっと聞きたいのですけれども、この1、2、3番に関しては貸すのですが、固定資産税というのは、貸した場合は上がるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的に固定資産税は畑の課税になっていると思いますので、貸したからといって固定資産税が上がるということは特にはないはずですが、逆に、放置して雑種地とかになってしまうと高くなってしまいます。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見あれば。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

受付番号 3 番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号 3 番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和 4 年 5 月大和市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。

午前 10 時 45 分 閉会